

分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!

税のたより



休日納税(相談)窓口

町税の休日納税(相談)窓口を開設しますので、ご利用ください。

とき 5月13日(土)・14日(日)

午前8時30分～正午、午後1時～5時

ところ 役場 収納課

※正面玄関は閉まっていますので、東側通用口からお入りください。

問合せ先 役場 収納課

内線120・122

固定資産税・軽自動車税種別割の納付について

5月は固定資産税第一期、軽自動車税種別割の納期です。今月上旬に令和5年度納税通知書を発送しますので、納期限(5月31日(水))までに納付してください。振替納税にされている方は、納期限の前日までに預貯金の残高をご確認ください。

なお、納税通知書がお手元に届かない場合は、役場税務課までご連絡ください。

●**重複納付にご注意ください!**

固定資産税を全期分納付書で納付された方は、第一期から第

四期までの納付書(4枚)により重複で納付されないよう、お気をつけください。

問合せ先 役場 税務課

固定資産税内線178・179

軽自動車税種別割内線175

自動車税種別割の納付をお忘れなく

5月31日(水)は自動車税種別割の納期限です。

4月1日現在で自動車をお持ちの方に対し、5月1日(月)に県税事務所から納税通知書が發送されるので、お近くの県税事務所、金融機関、コンビニエンスストア等で納付してください。(納付場所は、納税通知書の裏面を確認してください。)

また、パソコンやスマートフォンなどを利用して、クレジットカード(決済手数料がかかります。)やインターネットバンキング、一部のスマートフォン決済アプリでも納付できます。

なお、名義変更や廃車などの手続きをほかの人に依頼した自動車について、納税通知書が届いた場合は、それらの手続きが

3月末日までに行われていないことが考えられますので、依頼先にご確認ください。

また、転居などにより納税通知書が届かないときは、管轄の県税事務所にご連絡ください。

問合せ先 西尾張県税事務所

☎0586(45)3170

HP <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/0000051633.html>

町税はスマートフォン決済で!

町税(町県民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税(種別割)・国民健康保険税)は、スマートフォン決済でも納付ができます。詳しい利用方法や注意事項は町ホームページをご覧ください。

○利用できるスマートフォン決済アプリ

LINEPay・PayPay・PayB

auPAY・FamiPay

問合せ先 役場 収納課 内線120



町ホームページ